

序 都市計画マスタープランとは

1 策定・改定の目的

神栖市都市計画マスタープランは、本市の20年後の姿を想定し、土地利用や社会情勢の変化に対応し得る、まちづくりの長期的・総合的な将来像を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な方針を示すことを目的とします。

現行の計画は、平成21年(2009年)3月に策定され、およそ10年が経過しており、その間に、少子化等による人口減少や高齢化の進行、価値観・ライフスタイルの多様化、生活を大きく変える情報技術環境の急激な進歩・普及など、社会情勢も大きく変化しています。

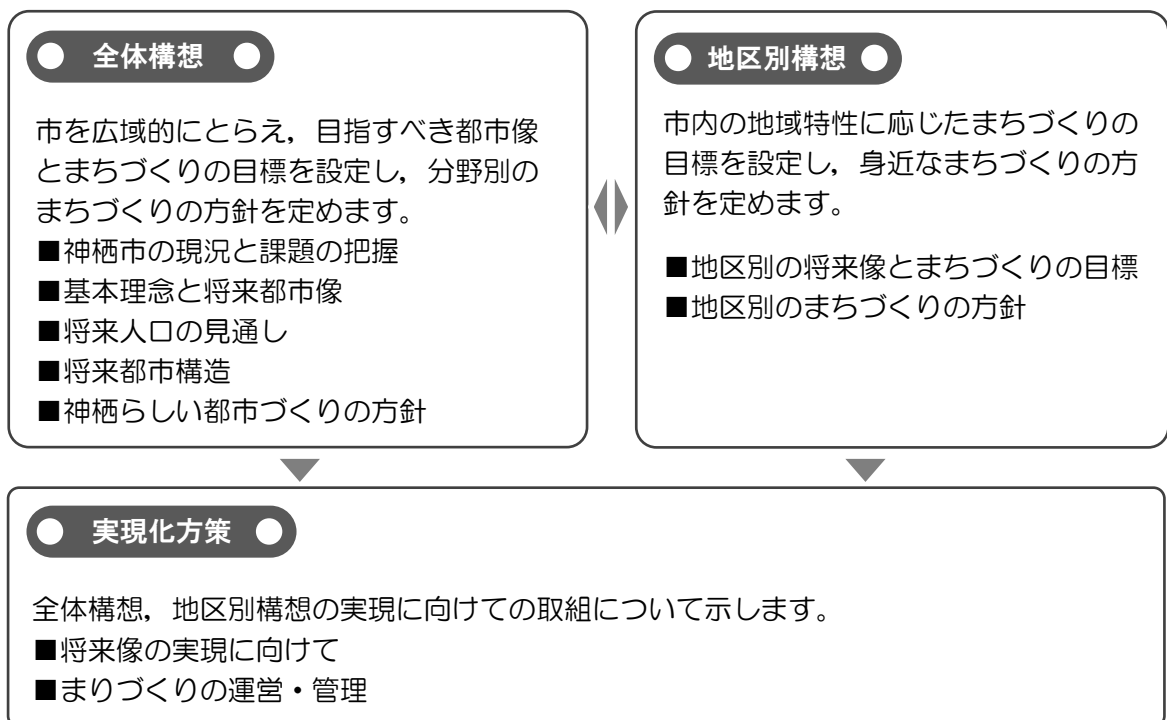
また、鹿島臨海都市計画区域マスタープランや第2次神栖市総合計画などの上位計画も更新されており、それらとの整合性を図ることも必要となります。

これらの変化に的確に対応した新たなまちづくりの指針として、本計画を改定するものです。

2 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、自然、文化、産業などのまちの特性を踏まえた上で、上位計画との整合を図りながら、将来都市像や都市づくりの目標を示し、本市の定める各種の都市計画についての基本的な指針となるものです。

市全体の計画となる「全体構想」、地区別にまちづくりの取組を示す「地区別構想」および構想の実現化へのアプローチを定める「実現化方策」により構成されます。

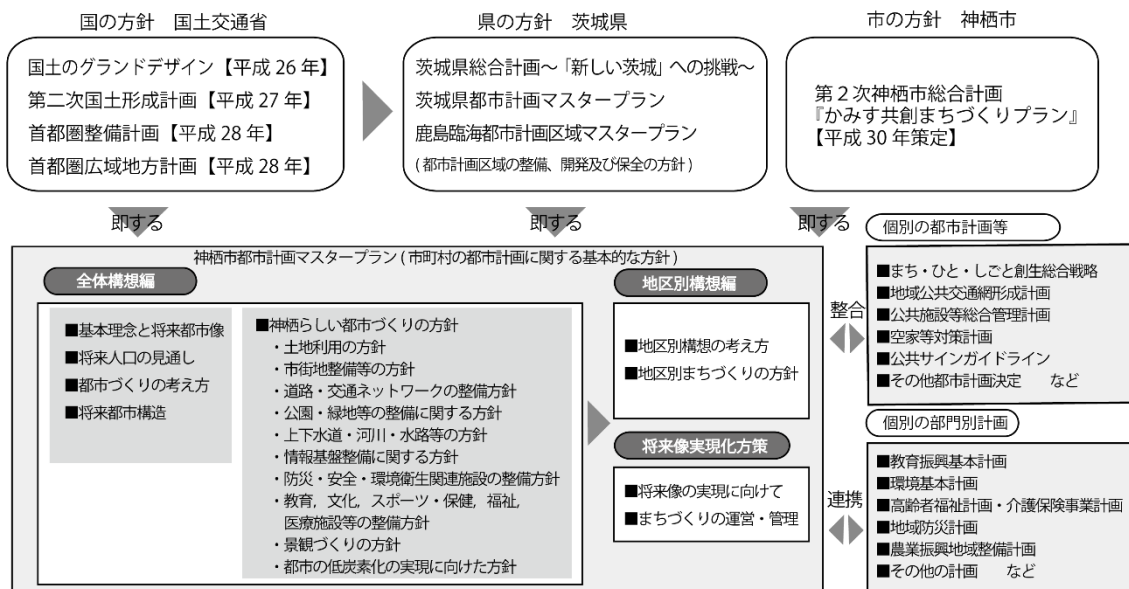


3 計画期間

都市計画関連事業の実施には、10年を超える期間を要するものも多いため、それらの事業全体を補う観点から、おおむね20年後の2039年を目標年次とします。ただし、目標年次に至る過程では社会情勢などの変化により、必要に応じて改定を行います。

4 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条の2）で「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と位置づけられ、市町村ごとに都市計画の長期的・総合的な将来像を提示し、その実現に向けた基本方針を定めるものです。



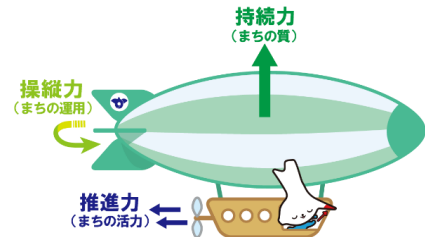
神栖市都市計画マスタープランの扱う範囲

「第2次神栖市総合計画」が、市民生活に関わるさまざまなまちづくりの基本方針を示すものであるのに対して、神栖市都市計画マスタープランは、総合計画のまちづくりを都市空間として具体化していく、都市計画に関する基本的な方針を示すものです。

公共交通、道路、公園、下水道整備などの都市施設、教育・福祉、防災、農業振興などに関わる具体的施策については、個々の整備計画などにおいて示されます。

5 神栖市都市計画マスタープランの特徴

人口減少・少子高齢化の時代が現実のものとなる中、右肩上がりの成長型社会から、成熟・安定型社会への転換が進みつつある社会背景を踏まえ、多様なライフスタイルに合わせた豊かな社会を形成していくことを目指し、次の3つをまちづくりの重要な要素と考えます。



● まちを活性化し、変化させていく推進力

他市町村に比べて人口の変化が比較的安定している神栖市においても、将来的な人口規模の変化、予期せぬ社会情勢の変動に柔軟に対応していく必要があります。多様な世代が安心して生活を送ることができる都市構造、人の交流や産業を活性化させていくことができる都市構造へとまちを変化させていく推進力を持ったまちづくりを考えます。

● まちの質・魅力を維持していく持続力

市民が神栖で暮らして良かったと思えること、神栖で働く人が充実した毎日を過ごせること、神栖を訪れる人が楽しいと思えることが、居住者や来訪者の満足度を高め、神栖市の魅力を維持していくことにつながります。生活に必要な施設が適切に配置された都市、美しい自然や景観に恵まれた生活環境など、生活環境の質・まちの魅力を高め、維持していくまちづくりを考えます。

● 計画的にまちづくりの舵を取る操縦力

地域社会における課題が複雑化し、将来が予測不能な社会情勢にあっては、地域ごとの実情に合わせた柔軟な対応が必要となってきます。より多くの立場の視点を生かし、適切なまちづくりを行うため、様々な主体が連携してまちづくりに取り組むと同時に、行政が計画的にまちづくりの舵を取り、時代潮流を読みながらまちを導く操縦力を高め、確かな方向へと進むまちづくりを考えます。